

貯水槽水道取扱要綱実施細目

1. 目的

この実施細目は、貯水槽水道取扱要綱の実施に伴う必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 水質検査等に関する事項

貯水槽水道取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第6条及び第8条に定める水質検査等に関しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 利用者から水質確認の依頼（市原市貯水槽水道取扱要綱第1号様式）を受けた場合は、遅滞なく給水栓等で簡易水質検査を行う。
- (2) 給水栓等で異常が認められた場合は、その原因が市原市水道事業者の水質管理範囲であるか又は設置者の水質管理範囲であるかを判断し、原因を水質検査等の結果に明記する。
- (3) 取扱要綱第8条に定める立入調査について、設置者等から同意が得られない場合には、立入調査を中止し、その旨を利用者（第1号様式）及び所管する保健所（第2号様式）へ通知する。
- (4) 立入調査は、主に受水槽を対象として実施するものであるが、必要に応じて他の施設についても行う。

3. その他不適切な管理の状況

取扱要綱第9条に定める「その他の状況」とは、次のとおりである。

- (1) 水槽内に不純物が沈積している。
- (2) 麦飯石等特殊な物質を投入している。
- (3) 水槽内に藻などが多く発生している。

4. 設置者に対する周知

受水槽を設置する給水装置工事新設（増設・改造）承認申請書の受付時や立入調査を行った場合には、設置者等へ次のとおり働きかけを行うものとする。

- (1) パンフレット等により、適切な管理の働きかけを行う。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道で、50人以上に給水する施設については、保健所へ次の事項を届け出るよう説明する。
 - (ア) 受水槽及び高置水槽を設置したこと
 - (イ) 受水槽及び高置水槽の規模や設置数等を変更したこと
 - (ウ) 設置者名等届出事項に変更が生じたこと

(エ) 受水槽及び高置水槽を廃止したこと

5. 適切な管理への対応

設置者等から管理の方法について照会を受けた場合は、次のとおり対応するものとする。

(1) 水槽の管理等適切な管理方法の説明

ア 設置者自身が水槽の清掃を行う場合は、専用の清掃用具を使用するなど、衛生に十分注意して行うこと。

また、清掃を依頼する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき登録を行っている清掃事業者等へ行うのが望ましいこと。

イ 水槽の周囲に防護柵（金網フェンス）等を設置し、人の立ち入りを制限することやマンホールに施錠等の措置をすること。

ウ マンホール蓋を防水密閉型にして、ほこりや他の衛生上有害なものが入らない措置をすること。

エ 空気取り入れ口の防虫等、動物の侵入を防止すること。

オ マンホールの立ち上りは、他の構造物及び地表より高くするなど、異物が混入しない措置をすること。

カ 給水栓や水槽内での簡易水質検査を定期的を実施すること。

キ 簡易水質検査、水槽の清掃及び設備の補修等の管理状況については、記録を作成して保存すること。

ク その他

(2) 関係機関等を紹介

所管する保健所、水槽の清掃業者及び水質検査機関等を紹介する。(別紙)

第1号様式

立入調査の中止について

市 第 号
年 月 日

様

市原市長

年 月 日に行った水質検査の結果により、水槽での水質を確認する必要から、設置者（管理責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、同意を得ることができないため、立入調査は実施することができませんので通知いたします。

なお、このことにつきましては、直接指導を行う市原保健所へ通知し、事情を説明してありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、お客様からも設置者の方へ協力の要請をお願いいたします。

第2号様式

土地等への立入調査について

市 第 号
年 月 日

千葉県市原保健所長 様

市原市長

利用者からの請求に基づき、 年 月 日に行った水質検査は、下記のとおりであることから、水槽内の水質を確認するため、設置者（管理責任者等）へ土地又は建物内へ立ち入ることについてお願いしたところ、同意を得ることができませんでしたので、貴保健所でも対応していただきたく通知いたします。

記

1. 設置状況

設置場所				
水栓番号				
設置者	住所			
	氏名		電話番号	
管理者	住所			
	氏名		電話番号	

2. 水質検査等の結果

--

関係機関一覧表

1. 保健所

保健所名	担当区域	電話番号
市原保健所	市原市	0436-21-6391

2. 水質検査機関

検査機関名	住所	電話番号
(財)千葉県薬剤師会 検査センター	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-242-3800
(財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078
(株)上総環境調査センター	木更津市潮見 4-16-2	0438-36-5001

3. ビル管理法による貯水槽清掃業者の協会一覧表

団体名	住所	電話番号
千葉県ビルメンテナンス協会	千葉市中央区栄町4 -2-11 日本企業会館5階	043-225-0446
市原市管工事協同組合	市原市平田 1046-5	0436-23-0351